

3 規 模	駐車のに供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分		四輪車専用	1320.00 平方メートル (駐車台数 82 台)
					特定自動二輪 車専用	65.00 平方メートル (駐車台数 13 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	62.50 平方メートル
						四輪車 駐車台数 5 台
						特定自動二輪車 駐車台数 5 台
					小計	1447.50 平方メートル
			それ以外の部分		四輪車専用	177.50 平方メートル (駐車台数 13 台)
					特定自動二輪 車専用	15.00 平方メートル (駐車台数 3 台)
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	25.00 平方メートル
						四輪車 駐車台数 2 台
					特定自動二輪車 駐車台数 6 台	
				小計	217.50 平方メートル	
4 構 造	イ 建築物である部分	地上 10 階・地下 3 階建 (うち駐車場は地下 3 階～地下 1 階部分) 建築面積: 1,368.56 m ² 鉄骨鉄筋コンクリート造 避難階段の数: 1				
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装				
5 イ 特 殊 の 装 置 備	a 特殊の装置の有無	有 (垂直循環方式、方向転換装置 (ターンテーブル))				
	b 特殊の装置に係る駐車 場法施行令第 15 条の規定 による認定の概要	認 定 の 番 号	特殊駐車装置認定第〇〇〇号、第〇〇〇号			
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (製造者: 〇〇〇〇〇 (株))			
			換気装置、警報装置、消化装置、放送装置、自動料金精算機			
6	附帯業務のための施設	無				
7	従 業 員 概 数	8 人				
8	供 用 開 始 (予 定) 日	〇〇年〇〇月〇〇日				
(注)						
道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 2 条第 1 項第 9 号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

建築物の階数、建築面積、構造上の種別
(木造、耐火構造等の別) 及び避難階段
の数を記載する。
なお、大建築物の一部にある路外駐車場
にあつてはその旨を記載する。

路外駐車場の業務に付帯して行な
う業務がある場合に施設概要を記
載する。

記入上の注意事項

- ・「駐車場の区域の面積」は、当該駐車場の範囲の垂直投影面積を記入してください。
- ・「駐車場の用に供する部分の面積」は、駐車のに供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場の場のため必要な施設の総面積を記入してください。
- ・「駐車のに供する部分の面積」は、車路を除いた駐車マスの面積を記入してください。
- ・「車路等の面積」は、総面積から「駐車のに供する部分の面積」を除いた面積を記入してください。
- ・「四輪車及び特定自動二輪車併用」の駐車台数は、四輪車及び特定自動二輪車の各々に換算した駐車台数を記入してください。
- ・月極契約等の特定の人のみが駐車する部分については、「それ以外の部分」に記入してください。
- ・添付図面等を添えて、正副 2 部提出してください。

※記入に当たっては、届出書の備考欄も参考にしてください。

～～～路外駐車場（変更）届出書の記入について～～～

- 一. 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二. 3のロ欄「駐車のために供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車のために必要な施設の総面積について記載すること。
- 三. 3のロの a 欄及び b 欄の「駐車のために供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載をすること。
- 四. 3のロの a 欄及び b 欄の「車路等の面積」欄においては、駐車のために供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五. 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 六. 4のロ欄においては、車路及び駐車のために供する部分のみについて記載すること。
- 七. 5のイの a 欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八. 5のイの b 欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第 15 条の規定による国土交通大臣の認定の番号を記載すること。
- 九. 5のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十. 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一. 6 欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。